

# 資 料 編

- 1 義務付け・枠付けの見直しに係る第3次勧告に向けた中間報告  
(概要) . . . . . 1
- 2 地方分権改革推進委員会第2次勧告（平成20年12月8日）（抄）・ 6
- 3 義務付け・枠付けの見直し関連の審議経過 . . . . . 11
- 4 地方分権改革推進委員会委員 . . . . . 13
- 5 小早川委員ワーキンググループ . . . . . 14
- 6 地方分権推進委員会 最終勧告（平成13年6月14日）（抄） . . . 15
- 7 地方分権改革推進委員会関係法令 . . . . . 16

## 義務付け・枠付けの見直しに係る第3次勧告に向けた中間報告 (概要)

委員会として以下のとおり一定の整理を得たところ。今後、この方針に沿って、具体的に講ずべき措置について、委員会として引き続き第3次勧告に向け、調査審議。

### (a) 施設・公物設置管理の基準

- 条例へ委任の措置等を講ずる。
- 条例への委任に際して、必要最小限のものについて、条例制定に当たって「参酌すべき基準」(十分参照した上で判断しなければならない基準)を国が設定することは許容。
- 他方、条例制定に当たって「従うべき基準」(適合しなければならない基準)を国が設定するのは、必要とされる民間共通の士業等の資格について特に基準を示す必要がある場合に限るべき。

### (b) 協議、同意、許可・認可・承認

- 一定の類型(別添資料)に該当する場合に限って許容。いずれにも該当しない場合には廃止。

### (c) 計画等の策定及びその手続

- 計画等の策定及びその内容の義務付けについて、廃止、単なる奨励への移行(「…できる」「…努める」等)等の措置を講ずる。
- ただし、次の①～③に係る部分を含む場合、義務付けを許容。
  - ① 私人の権利・義務に関わる行政処分の直接的な根拠(私人、他の地方自治体の費用負担の直接的な根拠を含む。)となる計画を策定する場合
  - ② 地方自治体の区域を超える一定の地域について総量的な規制・管理を行うために計画を策定する場合
  - ③ 基本的な事項について市町村による一定の判断があることを直接的な根拠として都道府県が計画を策定する場合
- また、次の④に係る部分を含む場合、当該部分の計画等の内容の義務付けは許容した上で、策定の義務付けは単なる奨励へ移行。
  - ④ 法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置が講じられる計画又は特例措置を講ずることを促す計画を策定する場合

## 別 添 資 料

### (i) 同意を要する協議を許容する場合は次のとおり。

- (a) 法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画を策定する場合
- (b) 地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具体的基準をもとに関係地方自治体が計画を策定する場合
  - ① 法制度上当然に、国の施策を集中的・重点的に講ずるものとされており、法制上の特別の効果が生じる計画を策定する場合において、当該国の施策と当該計画との整合性を特に確保しなければ当該国の施策の実施に著しく支障が生ずると認められるもの
  - ② 国(都道府県)に対して一定の事務の処理を義務付けることとなる場合であって、国(都道府県)の施策と整合性を特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められるもの
  - ③ 地方自治体の区域を越えて移動する天然資源について広域的な観点から適正管理を行う場合であって、関係地方自治体の間では利害調整が明らかに困難であり、国が特にその処理の適正を確保する必要があるもの

### (ii) 同意を要しない協議を許容する場合は次のとおり。

- ① 国・地方自治体の事務配分の特例を許容するために事務の移譲を受ける都道府県、市町村が協議を求める場合、又は国・地方自治体以外の主体と市町村(都道府県)の間の事務配分の特例を都道府県(国)が許容する場合であって、都道府県(国)が特にその処理の適正を確保する必要があるもの
- ② 地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な目標に従って関係地方自治体が計画を策定する場合
- ③ 事務の処理に当たって当該地方自治体の区域を越える利害調整が必要であるが、関係地方自治体との間での利害調整が明らかに困難であり、国(都道府県)が特にその処理の適正を確保する必要があるもの
- ④ 同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国(都道府県)との調整が不可欠である場合であって、私人の権利・義務に関わるもの
- ⑤ 同一の事案について国(都道府県)が異なる個別具体的な行政目的から重畳的に異なる権限を行使することが可能である場合、又は国(都道府県)が既に行った行政処分の内容と抵触する可能性がある権限を行使する場合であって、私人の権利・義務に関わるもの
- ⑥ 私人に対して課される義務付けを国及び地方自治体に対して免除している場合であって、国に対する協議を義務付ける相手方として地方自治体を国と同様に扱っている事務を処理するもの

### (iii) 許可・認可・承認を許容する場合は次のとおり。

- (d) 刑法等で一般には禁止されているが特別に地方自治体に許されているような事務を処理する場合
- (e) 公用収用・公用換地・権利変換に関する事務を処理する場合
- (f) 補助対象資産、国有財産処分等に関する事務を処理する場合
- (g) 法人の設立に関する事務を処理する場合
- (h) 国の関与の名宛人として地方自治体を国と同様に扱っている事務を処理する場合
  - ① 私人に対しては許可・認可を行うものとされている事業を地方自治体が行う場合であって、地方自治体の事務として定着していないもの

### (iv) 意見聴取を許容する場合は次のとおり。

- ① 同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国(都道府県)との調整が不可欠である場合

### (v) 事前報告・届出・通知を許容する場合は次のとおり。

- ① 私人に対しては許可・認可を行うものとされている事業を地方自治体が行う場合であって、事前に国(都道府県)が特に把握しておく必要が認められるもの

### (vi) 事後報告・届出・通知を許容する場合は次のとおり。

- ① 法制度上、国の税制・財政・法制上の特例措置を講ずることを促す場合
- ② 法制度上、講じられる事後的な是正措置の端緒として把握する必要がある場合

※ (i)のうち(a)(b)、(iii)のうち(d)～(h)については、「地方分権推進計画」(平成10年5月29日閣議決定)において、それぞれ同意を要する協議を許容、許可・認可・承認を許容するものと位置付けられているものである。これに該当する場合の効果は、①以下丸数字の項目に該当する場合の効果と何ら変わりはない。

## 具体的に講ずべき措置のイメージ(1)

### (a) 施設・公物設置管理の基準

#### 見直しイメージ 1 (「参酌すべき基準」への移行)

第〇条 市町村長は、〇〇大臣が定める基準に従い、……施設を設置し、及び管理しなければならない。

第〇条 市町村長は、**市町村の条例で定める基準**に従い、……施設を設置し、及び管理しなければならない。

2 前項の条例を定めるに当たっては、**〇〇大臣が定める基準を参酌**しなければならない。

「参酌すべき基準」型

#### 見直しイメージ 2 (「参酌すべき基準」+「従うべき基準」への移行)

第〇条 ……施設を設置し、又は管理する者は、次に掲げる事項について〇〇省令で定める基準を遵守しなければならない。

- 一 ……
- 二 ……

三 その他〇〇省令で定める設備

法令の基準を「上書き」

第〇条 ……施設を設置し、又は管理する者は、**都道府県の条例で定める基準**を遵守しなければならない。

2 前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項について**〇〇大臣が定める基準を参酌**しなければならない。

- 一 ……
- 二 ……

三 その他〇〇省令で定める設備

「参酌すべき基準」型

3 第1項の条例を定めるに当たっては、**……に関する事務に従事する職員は△△の資格を有するものとしなければならない。**

「従うべき基準」型

### (b) 協議、同意、許可・認可・承認

#### 見直しイメージ 1 (同意を要する協議⇒事後届出((vi)該当))

第〇条 都道府県知事は、……を行おうとする場合においては、あらかじめ、〇〇大臣に協議し、同意を得なければならない。

第〇条 都道府県知事は、……を**行った場合には**、その旨を〇〇大臣に届け出なければならない。

事後届出

#### 見直しイメージ 2 (許可⇒事前届出((v)該当))

第〇条 ……を設置しようとする者は、〇〇大臣の許可を受けなければならない。

国の関与からより自由に

第〇条 ……を設置しようとする者は、〇〇大臣の許可を受けなければならない。

2 ……を設置しようとする者が地方公共団体であるときは、前項の許可を受けることは要しない。この場合において、当該地方公共団体は、……を設置しようとするときは、**あらかじめ、〇〇大臣に届け出なければならない。**

事前届出

## 具体的に講ずべき措置のイメージ(2)

### (c) 計画等の策定及びその手続

※計画等の策定及びその内容の場合の例

#### 見直しイメージ 1 (努力義務化+計画等の目的程度の内容へ大枠化の場合)

第〇条 都道府県知事は、……施策の推進に関する計画を定めなければならない。

2 前項の計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 ……
- 二 ……
- 三 その他……の推進に関し必要な事項

計画等の目的程度の内容へ大枠化(第2項廃止)

第〇条 都道府県知事は、……**施策の推進に関する計画**を定めるよう**努めなければならない**。

努力義務化

#### 見直しイメージ 2 (一部に①(私人の権利・義務に関わる行政処分の直接的な根拠)を含む場合)

第〇条 都道府県知事は、……に関する計画を定めなければならない。

2 前項の計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 ……
- 二 ……
- 三 △△△
- 四 △△△
- 五 その他……の推進に関し必要な事項

私人の権利・義務に関わる行政処分の直接的な根拠

真に必要なものを  
地方自治体自ら判断

第〇条 都道府県知事は、……に関する計画を定めなければならない。

2 前項の計画においては、**次に掲げる事項について定めるものとする**。

- 一 ……
- 二 ……

3 第1項の計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、**次に掲げる事項について定めることができる**。

- 一 △△△
- 二 △△△
- 三 その他……の推進に関し必要な事項

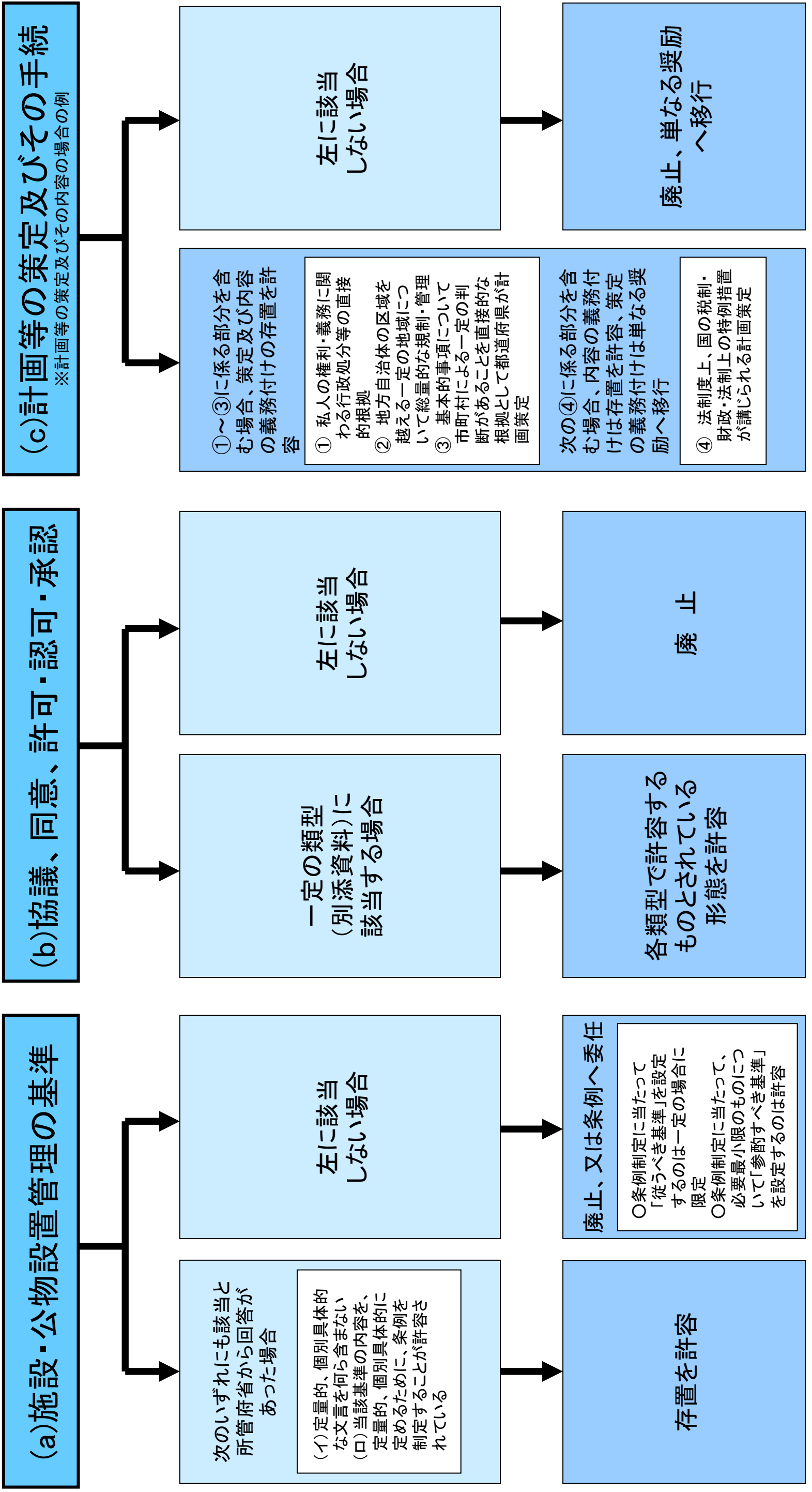
記載を義務付け

記載は任意

※ (a)~(c)それぞれにおいて、「見直しのイメージ」として示したものはあくまで例示にすぎず、今後、具体的に講じられる措置がこれらに限定されるものではない。

# 義務付け・枠付けの見直しに係る第3次勧告に向けた中間報告（見直しフロー図）

## 第2次勧告における整理を前提



## 第1章 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

### 2 義務付け・枠付けの見直しの方針

#### （1）本勧告で取り上げる義務付け・枠付けの範囲設定

本勧告は、地方自治体が自らの責任において行政を実施する仕組みを構築するとの観点から、自治事務のうち、法令による義務付け・枠付けをし、条例で自主的に定める余地を認めていないものを見直しの対象とし、具体的には、その対象範囲を次のとおり設定している。

地方自治体の事務の処理又はその方法に関する法律の規定のうち、原則として条項を単位として、(a)及び(b)に該当するものであって、(c)に該当するものを除いたもの。

(a)自治事務であること。

(b)事務の処理又はその方法（手続、判断基準等）を義務付けていること。

(c)事務の処理又はその方法（手続、判断基準等）について、条例による自主的な決定又は法令による義務付けの条例による補正（補充・調整・差し替え）を認めていること。

なお、あわせて、全国知事会「第二期地方分権改革」への提言等について」（平成19年7月25日）、同「国の関与の廃止等について（追加分）」、及び全国市長会「支障事例を踏まえた主な改革の方向」（以下「全国知事会、全国市長会の提言等」という。）のうち、自治事務に係る国の法令による義務付け・枠付け、関与の廃止・縮小を求める項目に係る条項については、見直し対象に加えている。

法定受託事務を除外し、自治事務を対象として見直しを実施するのは、次を踏まえたものである。すなわち、自治事務については「国は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない」（地方自治法第2条第13項）とされていること。他方、法定受託事務については、「国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるもの」（同法第2条第9項第1号）であり、国・都道府県は、都道府県・市町村が「法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができる」（同法第245条の9）とされていること。法定受託事務であっても、その目的を達成するために必要な最小限度の義務付け・枠付けで

なければならないことは当然である。

## (2) 見直しの具体的な方針

(1) で設定した範囲の義務付け・枠付け（以下「見直し対象条項」という。）については、地方自治体の自主性を強化し、政策や制度の問題も含めて自由度を拡大すべきとの観点から、条項を単位として、(3) に掲げるメルクマールに該当する条項（見直し対象条項のメルクマール該当・非該当の判断は3による。）を除き<sup>1</sup>、

- ①廃止（単なる奨励にとどめることを含む。）、
  - ②手続、判断基準等の全部を条例に委任又は条例による補正（「上書き」）を許容、
  - ③手続、判断基準等の一部を条例に委任又は条例による補正（「上書き」）を許容、
- のいずれかを見直しを行う必要がある。その際には、①から③までの順序で見直しを行うべきである。

## (3) 義務付け・枠付けの存置を許容する場合等のメルクマールの設定

(2) による義務付け・枠付けの見直しにあたって、「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」及び「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」非該当だが、残さざるを得ないと判断するもののメルクマール」を次のとおり設定した。前者は、国と地方自治体の役割分担の一般原則等を踏まえて「中間的な取りまとめ」において当委員会が提示したものであり、さらに各府省の回答を精査する過程においてその一部を明確化したものである（iv-a から g まで）<sup>2</sup>。後者は、同じく各府省の回答を精査する過程において、前者には該当しないが、なお見直し対象条項を現状のままで残さざるを得ないと当委員会が判断したものである<sup>3</sup>。

### 義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール

- i 地方自治体が私有財産制度、法人制度等の私法秩序の根幹となる制度に関わる事務を処理する場合
- ii 補助対象資産又は国有財産の処分に関する事務を処理する場合
- iii 地方自治に関する基本的な準則（民主政治の基本に関わる事項その他の地方自治体の統治構造の根幹）に関する事務を処理する場合、及び他の地方自治体との

<sup>1</sup> 当委員会としては、義務付け・枠付けのメルクマール該当性の判断を、条項を単位として行った。したがって、本勧告では、メルクマールに該当している内容を含んでいても、同時に、メルクマールに該当していない部分も含まれていれば、当該条項全体としては、メルクマール非該当と判断している。

<sup>2</sup> 第57回委員会（平成20年9月16日）

<sup>3</sup> 第57回委員会及び第66回委員会（平成20年11月19日）



比較を可能とすることが必要と認められる事務であって全国的に統一して定めることが必要とされる場合

- iv 地方自治体相互間又は地方自治体と国その他の機関との協力に係る事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合
- a 地方自治体が他の地方自治体と水平的に共同して、又は地方自治体の主体的な判断で広域的に連携して事務を実施するために必要な仕組みを設定しているもの
  - b 全国的な総量規制・管理のために必要な仕組みを設定しているもの
  - c 地方自治体に義務付けられた保険に係る規定（保険と整合的な給付を含む。）のうち、地方自治体以外の主体に対して義務付けられた保険と一体となって全国的な制度を構築しているもの
  - d 指定・登録機関の指定・登録（地方自治体の事務そのものを行わせるものに限る。）に係るもの
  - e 国・地方自治体間、地方自治体相互間の情報連絡・意見聴取（協議・調整を除く。）に係る規定のうち、都道府県に対して国への情報連絡を義務付けるもの、市町村に対して国・都道府県への情報連絡を義務付けるもの、また、都道府県に対して国の意見反映を義務付けるもの、市町村に対して国・都道府県の意見反映を義務付けるもの（民間事業者と同等の情報連絡を義務付けているものを除く。）以外のもの
  - f 地方自治体間の権限配分に関する相互間調整及び紛争解決のための裁定の手續に関するもの
  - g 国・地方自治体間の同意（地方分権推進計画（平成10年5月）第2の4(1)カ(ア) a 及び b に該当するものに限る。）、及び許可・認可・承認（同計画第

<sup>1</sup> 「地方分権推進計画（平成10年5月29日閣議決定）」（抄）

第2 国と地方公共団体との役割分担及び国と地方公共団体の新しい関係

4 地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等のあり方

カ 同意

(ア) 国は、地方公共団体の行政については、地方公共団体の自治事務の処理について国又は都道府県と当該地方公共団体との間で協議をする場合においては、以下の場合等国又は都道府県の当該協議に関する施策と地方公共団体の当該協議に関する施策との整合性を確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生じると認められるときを除き、当該協議について当該地方公共団体に対する国又は都道府県の同意を要することのないようにしなければならない。

a 法令に基づき国がその内容について財政上又は税制上の特例措置を講ずるものとされている計画を地方公共団体が作成する場合

b 地方公共団体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うため国が定める総量的な具体的基準を元に関係地方公共団体が計画を作成する場合

(イ) (略)

キ 許可、認可及び承認

(ア) 国は、地方公共団体の行政については、以下の場合等地方公共団体の自治事務の処理について国又は都道府県の許可、認可又は承認を要することとすること以外の方法によって当該自治事務の処理の適正を確保することが困難であると認められるときを除き、地方公共団体の自治事務の処理について国又は都道府県の許可、認可又は承認を要することのないようにしなければならない。

a 刑法等で一般的には禁止されているが特別に地方公共団体に許されるような事務を処理する場合

b 公用収用・公用換地・権利変換に関する事務を処理する場合

c 補助対象資産、国有財産処分等に関する事務を処理する場合

d 法人の設立に関する事務を処理する場合

e 国の関与の名あてて人として地方公共団体を国と同様に扱っている事務を処理する場合

(イ) (略)

2の4(1)キ(ア) aから eまでに該当するものに限る。) <sup>1)</sup>に係る規定(第1次勧告の第2章「重点行政分野の抜本的な見直し」の勧告事項として盛り込まれた事項及びそれと同様の整理が必要な事項を除く。)

- v 国民の生命、身体等への重大かつ明白な危険に対して国民を保護するための事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合
- vi 広域的な被害のまん延を防止するための事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合
- vii 国際的要請に係る事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合

**「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」非該当だが、  
残さざるを得ないと判断するもののメルクマール**

- ア 地方自治体による行政処分など公権力行使(これに準ずるものを含む。)にあたっての私人保護(行政不服審査の一般ルール及びその特例、行政手続の一般ルール及びその特例、行政強制、行政罰、斡旋・調停・仲裁等の準司法手続、公権力行使に当たっての身分証携帯義務、刑事手続における人身拘束にあたっての人権擁護、個人情報保護に限る。)、地方自治体による事実証明(証明書、手帳交付)、及び地方自治体が設置する公物、付与剥奪する資格、規制する区域、徴収する税、保険料等の記録に係る規定
- イ 全国的に通用する士業の試験、資格の付与剥奪、及び全国的な事業の許可・認可・届出受理、並びにこれらに伴う指導監督に係る規定
- ウ 国民の生命、身体等への危険に対して国民を保護するための対人給付サービスの内容・方法等に係る規定のうち、金額、仕様等に関する定量的な基準、個別具体的な方法等を含まないもの(政省令、告示への委任規定を含む規定を除く。)
- エ 義務教育に係る規定のうち、教育を受ける権利及び義務教育無償制度を直接に保障したもの
- オ 必要不可欠であるが周辺地域に多大な環境負荷をもたらす施設の設置の許可等の手続・基準であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合の事務の処理に係る規定
- カ 刑法で一般的には禁止されている行為を特別に地方自治体に許容するための条件設定に係る規定
- キ 計量、公共測量及び国土調査の精度の確保並びに住居表示に係る規定のうち、全国的に統一して定める必要のあるもの

## 4 義務付け・枠付け見直しの今後の進め方

3においてメルクマールに該当しないと判断した見直し対象条項については、2(2)の方針に従って見直しを行うべきであるが、これまでの当委員会の調査審議等を踏まえれば、このうち、次に掲げるような形態のものについては特に問題があり、これらを中心に、当委員会として第3次勧告に向けて具体的に講ずべき措置の調査審議を進め、結論を得る。

このため、第2次勧告後、速やかに、各府省に対し、(a)から(c)までに係るものについて、それぞれに掲げる方針に従って見直しを行うことを求めることとする。各府省の回答は公表するとともに、その内容について当委員会として重点的な調査審議を行う。

### (a) 施設・公物設置管理の基準

原則として、次の順序で見直すこととすべきである。

- ① 基準の全部の廃止（単なる奨励にとどめることを含む。）
- ② 基準の全部について条例に委任又は条例による補正を許容
- ③ 基準の一部について条例に委任又は条例による補正を許容し、その他の部分について定量的でなく、また、個別具体的な方法等を含まない、一般的・定性的な基準への移行

### (b) 協議、同意、許可・認可・承認

原則として、次の順序で見直すこととすべきである。

- ① 協議、同意、許可・認可・承認の廃止（協議等の単なる奨励にとどめることを含む。）
- ② 事後の届出、報告、通知等の情報連絡への移行

### (c) 計画等の策定及びその手続

原則として、計画等の策定、内容、策定手続それぞれについて次の方針で見直すこととすべきである（計画等の策定手続のうち、(b)に該当するものについては、(b)に掲げる方針による）。

- ・計画等の策定の義務付けについては、廃止（単なる奨励にとどめることを含む。）
- ・計画等の内容の義務付けについては、廃止（単なる奨励にとどめることを含む。）又は条例制定の余地の許容
- ・計画等の策定手続のうち、意見聴取、公示・公告・公表等の義務付けについては、廃止（単なる奨励にとどめることを含む。）又は条例制定の余地の許容

さらに、今後制定される法令が、第1次地方分権改革で構築された関与の諸原則に加え、今次の地方分権改革で構築される義務付け・枠付けの諸原則に沿ったものとなるよう、各府省及び政府全体として自律的にチェックしていくための組織的な仕組みについても検討を進める予定である。

## 義務付け・枠付けの見直し関連の審議経過

月 日	活動事項
(平成 19 年)	
5 月 30 日	○「基本的な考え方」(第 7 回委員会) ・義務付け・枠付けの見直しの調査審議の方針等
7 月 31 日	○法制問題の検討状況について小早川委員より報告(第 14 回委員会)
10 月 31 日	○法制問題の検討状況について小早川委員より報告(第 25 回委員会)
11 月 16 日	○「中間的な取りまとめ」(第 29 回委員会) ・義務付け・枠付けの見直しの考え方・手法を提示 ・「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」を設定し、メルクマールに該当しない場合には原則として廃止することを求める 等
12 月 19 日	○「地方公共団体に対する自治事務の処理又はその方法の義務付けに係る調査について」(地方分権改革推進委員会事務局長発各府省等事務次官等あて依頼(府分権第 120 号))を発出し、「中間的な取りまとめ」の考え方・手法に従って各府省に調査依頼(平成 20 年 4 月 17 日までに各府省から回答)
(平成 20 年)	
9 月 16 日	○「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」について審議(第 57 回委員会) ・「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」該当性を整理 ・「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」非該当だが、残さざるを得ないと判断するもののメルクマール」を設定
9 月 22 日	○義務付け・枠付けに係る「メルクマール該当性についての委員会としての考え方(案)」について審議(第 58 回委員会) ○「第 58 回委員会「メルクマール該当性についての委員会としての考え方」を踏まえた地方公共団体に対する自治事務の処理又はその方法の義務付けに係る調査について」(地方分権改革推進委員会事務局長発各府省等事務次官等あて依頼(府分権第 112 号))を発出し、各府省に調査依頼(10 月 21 日までに各府省から回答)
10 月 21 日	○文部科学省関係・環境省関係ヒアリング(第 62 回委員会)
10 月 30 日	○厚生労働省関係ヒアリング(第 63 回委員会)
11 月 4 日	○農林水産省関係ヒアリング(第 64 回委員会)
11 月 11 日	○国土交通省関係ヒアリング(第 65 回委員会)
11 月 19 日	○義務付け・枠付けの見直しについて小早川委員より報告(第 66 回委員会) ・「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」非該当だが、残さざるを得ないと判断するもののメルクマール」を一部修正 ・第 3 次勧告に向けて、当委員会として具体的に講ずべき措置の調査審議を行う重点的に見直しを行うべき項目とその見直しの方針を設定
11 月 26 日	○第 2 次勧告に向けた審議(第 67 回委員会)

小早川委員WGによる各 府省ヒアリング  (計6回)
-------------------------------------

・義務付け・枠付けの見直し関係（勧告素案）

12月2日 ○第2次勧告に向けた審議（第68回委員会）

・義務付け・枠付けの見直し関係（勧告素案）

12月8日 ○「第2次勧告」（第69回委員会）

・見直し対象条項のメルクマールへの該当・非該当についての委員会としての判断

・メルクマールに該当しない条項についての見直しを勧告

・(a)施設・公物設置管理の基準、(b)協議、同意、許可・認可・承認、(c)計画等の策定及びその手続の、3つの重点事項については「特に問題があり、これらを中心に、当委員会として第3次勧告に向けて具体的に講ずべき措置の調査審議を進め、結論を得る」こと

(平成21年)

1月8日 ○「第2次勧告を踏まえた地方公共団体に対する自治事務の処理又はその方法の義務付けに係る調査について」（地方分権改革推進委員会事務局長発各府省等事務次官等あて依頼（府分権第4号））を發出し、各府省に調査依頼（2月12日までに各府省から回答）

2月13日 ○文部科学省関係・厚生労働省関係・農林水産省関係ヒアリング（第74回委員会）

2月25日 ○国土交通省関係ヒアリング（第76回委員会）

3月25日 ○厚生労働省関係ヒアリング（第78回委員会）

3月26日 ○国土交通省関係ヒアリング（第79回委員会）

4月15日 ○文部科学省関係・農林水産省関係・国土交通省関係ヒアリング（第81回委員会）

5月28日 ○義務付け・枠付けのうち重点事項の具体的に講ずべき措置の方針について小早川委員より報告（第85回委員会）

6月5日 ○「義務付け・枠付けの見直しに係る第3次勧告に向けた中間報告」（第86回委員会）

小早川委員WGIによる各 府省ヒアリング  (計4回)
--------------------------------------

## 地方分権改革推進委員会委員

(敬称略)

委員長 丹羽 宇一郎 伊藤忠商事株式会社取締役会長

委員長代理 西尾 勝 財団法人東京市政調査会理事長

委員 井伊 雅子 一橋大学国際・公共政策大学院教授

猪瀬 直樹 作家・東京都副知事

小早川 光郎 東京大学大学院法学政治学研究科教授

露木 順一 神奈川県開成町長

横尾 俊彦 佐賀県多久市長

(注1) 委員の発令は平成19年4月1日である。ただし、西尾委員の発令は19年11月26日(委員長代理への指名は20年4月8日)である。

(注2) 増田寛也委員(平成19年4月1日発令。4月2日に委員長代理に指名)は、平成19年8月31日付けで委員を辞職した。

## 小早川委員ワーキンググループ

(敬称略)

小早川 光 郎          地方分権改革推進委員会委員  
東京大学大学院法学政治学研究科教授

高 橋      滋          一橋大学大学院法学研究科教授

斎 藤      誠          東京大学大学院法学政治学研究科教授

※ 平成 20 年 10 月以降、小早川委員の統括の下に高橋教授及び斎藤教授が参画し、義務付け・枠付けの見直しに関する委員会ヒアリングを補完するものとして、別途ヒアリングを実施するとともに、義務付け・枠付けの見直しに関して、同委員を中心とする検討作業を行った。

## 地方分権推進委員会 最終報告(平成 13 年 6 月 14 日)(抄)

### 第4章 分権改革の更なる飛躍を展望して

委員会が推進してきた今次の分権改革は、既に第1章で述べたように、第1次分権改革というべきものにとどまっている。この未完の分権改革をこれから更に完成に近づけていくためには、まだまだ数多くの改革課題が残っている。

これらを大きく分類すれば、以下の6項目に整理することができると思う。

#### II 地方公共団体の事務に対する法令による義務付け・枠付け等の緩和

ついで第2に、地方分権を実現するには、ある事務事業を実施するかしないかの選択それ自体を地方公共団体の自主的な判断に委ねることこそが最も重要であるため、地方公共団体の事務に対する国の個別法令による義務付け、枠付け等を大幅に緩和していくことである。

第1次分権改革の主要な成果の一つは、国の通達等による関与を大幅に緩和したことであるが、国の法令等（法律・政令・省令・告示）による事務の義務付け、事務事業の執行方法や執行体制に対する枠付けの緩和については、ほとんど全く手付かずに行われている。地方公共団体の事務を文字どおりそれらしいものに変えていくためには、国の個別法令による事務の義務付け、事務事業の執行方法や執行体制に対する枠付け等を大幅に緩和する必要がある。

(以下略)



## 地方分権改革推進委員会関係法令

### ○ 地方分権改革推進法（平成十八年法律第百十一号）

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、国民がゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことのできる社会を実現することの緊要性にかんがみ、旧地方分権推進法（平成七年法律第九十六号）等に基づいて行われた地方分権の推進の成果を踏まえ、地方分権改革（この法律の規定に基づいて行われる地方分権に関する改革をいう。以下同じ。）の推進について、基本理念並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地方分権改革の推進に関する施策の基本となる事項を定め、並びに必要な体制を整備することにより、地方分権改革を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

##### （地方分権改革の推進に関する基本理念）

第二条 地方分権改革の推進は、国及び地方公共団体が共通の目的である国民福祉の増進に向かって相互に協力する関係にあることを踏まえ、それぞれが分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることによって、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものとする。

##### （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条に定める地方分権改革の推進に関する基本理念にのっとり、地方分権改革を集中的かつ一体的に推進するために必要な体制を整備するとともに、地方分権改革の推進に関する施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、国の地方分権改革の推進に関する施策の推進に呼応し、及び並行して、その行政運営の改善及び充実に係る施策を推進する責務を有する。

3 国及び地方公共団体は、地方分権改革の推進に伴い、国及び地方公共団体を通じた行政の簡素化及び効率化を推進する責務を有する。

##### （国と地方公共団体との連絡等）

第四条 国は、地方分権改革の推進に関する施策の推進に当たっては、地方公共団体の立場を尊重し、これと密接に連絡するとともに、地方分権改革の推進に関する国民の関心と理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

#### 第二章 地方分権改革の推進に関する基本方針

##### （地方分権改革の推進に関する国の施策）

第五条 国は、国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、行政の各分野

において地方公共団体との間で適切に役割を分担することとなるよう、地方公共団体への権限の移譲を推進するとともに、地方公共団体に対する事務の処理又はその方法の義務付け及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条に規定する普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与の整理及び合理化その他所要の措置を講ずるものとする。

- 2 前項に規定する措置を講ずるに当たっては、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

（財政上の措置の在り方の検討）

第六条 国は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保等の観点から、前条第一項に規定する措置に応じ、地方公共団体に対する国の負担金、補助金等の支出金、地方交付税、国と地方公共団体の税源配分等の財政上の措置の在り方について検討を行うものとする。

（地方公共団体の行政体制の整備及び確立）

第七条 地方公共団体は、行政及び財政の改革を推進するとともに、行政の公正の確保及び透明性の向上並びに住民参加の充実のための措置その他の必要な措置を講ずることにより、地方分権改革の推進に応じた地方公共団体の行政体制の整備及び確立を図るものとする。

- 2 国は、前項の地方公共団体の行政体制の整備及び確立に資するため、地方公共団体に対し必要な支援を行うものとする。

### 第三章 地方分権改革推進計画

第八条 政府は、地方分権改革の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、前章に定める地方分権改革の推進に関する基本方針に即し、講ずべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた地方分権改革推進計画を作成しなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、地方分権改革推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 3 政府は、地方分権改革推進計画を作成したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

### 第四章 地方分権改革推進委員会

（設置）

第九条 内閣府に、地方分権改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務等）

第十条 委員会は、この法律に定める地方分権改革の推進に関する基本的事項について調査審議し、その結果に基づいて、第八条に規定する地方分権改革推進計画の作成のための具体的な指針を内閣総理大臣に勧告するものとする。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、地方分権改革の推進に関する重要事項について、内閣総理大臣に意見を述べることができる。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の勧告を受けたときは、これを国会に報告するものとする。

る。

(組織)

第十一条 委員会は、委員七人をもって組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(委員の任命)

第十二条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、同項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

(委員の罷免)

第十三条 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

(委員の秘密保持義務)

第十四条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第十五条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料の提出その他の協力等)

第十六条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の業務の運営状況を調査し、又は委員にこれを調査させることができる。

3 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、第一項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務局)

第十七条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第十八条 この法律に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十二条第一項中両議院の同意を得ることに関する部分は、公布の日から施行する。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第二条 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第五十七号の二の次に次の一号を加える。

五十七の三 地方分権改革推進委員会委員

(内閣府設置法の一部改正)

第三条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第三項を次のように改める。

3 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号及び前二項に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期 間	事 務
イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（平成十五年法律第百三十七号）がその効力を有する間	同法第二条第一項に規定する対応措置（自衛隊が実施するものを除く。）の実施に関すること。
地方分権改革推進法（平成十八年法律第百十一号）がその効力を有する間	一 地方分権改革推進計画（同法第八条第一項に規定する地方分権改革推進計画をいう。次号において同じ。）の作成に関すること。 二 地方分権改革推進計画に基づく施策の実施に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

附則第四条に次の一項を加える。

2 地方分権改革推進法がその効力を有する間、同法の定めるところにより内閣府に置かれる地方分権改革推進委員会は、本府に置く。

(この法律の失効)

第四条 この法律は、附則第一条の政令で定める日から起算して三年を経過した日にその効力を失う。

○ 地方分権改革推進委員会令（平成十九年政令第百二号）

（専門委員）

第一条 地方分権改革推進委員会（以下「委員会」という。）に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

（議事）

第二条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（事務局長）

第三条 事務局長は、非常勤とする。

（事務局次長）

第四条 委員会の事務局に、事務局次長三人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2 事務局次長は、事務局長を助け、局務を整理する。

（参事官）

第五条 委員会の事務局に、参事官三人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2 参事官は、命を受けて、局務を分掌し、又は局務に関する重要事項の調査審議に参画する。

（雑則）

第六条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この政令は、地方分権改革推進法の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。